

○貨物の輸送に係る電気の需要の最適化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針

(平成 26 年 1 月 17 日)

(／経済産業省／国土交通省／告示第 2 号)

改正 令和 5 年 3 月 31 日／経済産業省／国土交通省／第 1 号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 25 号）の施行に伴い、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 52 条第 2 項の規定に基づき、貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針を次のとおり定めたので、同項の規定に基づき公表し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

貨物の輸送に係る電気の需要の最適化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針

電気を使用して貨物の輸送を行う貨物輸送事業者（以下「電気使用貨物輸送事業者」という。）は、エネルギーの使用の合理化を図るとともに、電気の需要の最適化（以下「電気需要最適化」という。）に資する措置の実施を図るものとする。

電気需要最適化を推進する必要があると認められる時間帯として経済産業大臣がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 5 条第 3 項で指定する電気需要最適化時間帯は、貨物の輸送に係る系統電気（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する一般送配電事業者、同項第 11 号の 2 に規定する配電事業者及び同項第 13 号に規定する特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を通じて供給される電気（同項第 5 号ロに規定する接続供給により供給されるものを除く。）をいう。以下同じ。）が使用されるエリアにおいて、再生可能エネルギー電気の出力の抑制（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号）第 5 条第 1 項第 8 号の 4 イ又は第 14 条第 1 項第 8 号の出力の抑制をいい、以下単に「出力制御」という。）が行われている時間帯（以下「出力制御時」という。）及び電気の需給状況が厳しい時間帯（広域的運営推進機関（電気事業法第 28 条の 4 の広域的運営推進機関をいう。）が公表する広域エリアの予備率が 5 パーセント未満の場合をいう。以下同じ。）とする。

電気使用貨物輸送事業者は、技術的かつ経済的に可能な範囲内で 1 から 3 までに掲げる貨物の輸送に係る電気需要最適化に資する措置の適切かつ有効な実施に努めるものとする。

また、電気需要最適化時間帯のみならず、卸電力市場価格が低価格又は高価格になる時間帯等の電気の需給に係る状況の変動に応じて電気の需要量を増加又は減少させることに適した時間帯（以下「デマンドリスパンスの実施に適した時間帯」という。）においても電気需要最適化に資するよう、電気の需給に係る状況に応じて、適切かつ有効に系統電気の使用量の増加又は減少を図るものとする。

電気需要最適化に資する措置の中には、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換の効果を必ずしももたらさない措置もあることから、これらの措置を講じるに当たっては、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を著しく妨げることをしないよう留意するものとする。

また、貨物の輸送に係る電気需要最適化に資する措置として、1 から 3 までに掲げる措置以外の措置の実施を図る場合においても、運行本数の間引き、輸送時間の変更等は含まないことに留意するものとする。

なお、電気使用貨物輸送事業者が電気需要最適化に資する措置を実施するに当たっては、労働環境の悪化や従業員への負担の増加につながらないように、十分留意するものとする。

1 電気需要最適化時間帯（ディマンドリスポンスの実施に適した時間帯を含む。以下同じ。）を踏まえた系統電気を消費する輸送用機械器具等を使用する時間の変更

（1） 電気を消費する輸送用機械器具及び民生用機械器具の使用時間の変更

① 電気使用貨物輸送事業者は、荷役作業の時間を電気需要最適化時間帯を踏まえて変更することを検討すること。

② 充電を要する電気を使用する輸送用機械器具を用いて貨物を輸送する場合には、当該輸送用機械器具を使用する電気使用貨物輸送事業者は、電気需要最適化時間帯を踏まえて充電時間の変更を検討すること。この場合において、電気を使用する輸送用機械器具の充電時間を電気需要最適化時間帯を踏まえて変更することも、電気を消費する輸送用機械器具の使用時間の変更に準ずるものとして位置づけ、電気需要最適化に資する措置として実施することとする。

③ 電気使用貨物輸送事業者は、電気需要最適化に資する運転が可能な自動販売機等の民生用機械器具の導入、更新又は適切な活用を検討すること。

（2） 蓄電池及び蓄熱システムの活用

電気使用貨物輸送事業者は、蓄電池（非常用のものを除く。以下同じ。）及び蓄熱システムの導入、更新又は適切な活用を検討すること。この場合において、蓄電池及び蓄熱システムを活用し、電気需要最適時間帯を踏まえて系統電気及び系統電気を利用して得られる熱の使用量を増加又は減少させることも、系統電気を消費する輸送用機械器具等の使用時間の変更に準ずるものとして位置付け、電気需要最適化に資する措置として実施することとする。

2 電気需要最適化時間帯における系統電気の使用から燃料若しくは熱の使用への転換又は燃料若しくは熱の使用から系統電気の使用への転換

電気使用貨物輸送事業者は、コージェネレーション設備又は電気需要最適化に資する空調和設備の導入、更新又は適切な活用を検討すること。

3 その他電気使用貨物輸送事業者が取り組むべき電気需要最適化に資する措置

電気需要最適化時間帯において、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準（平成 18 年／経済産業省／国土交通省／告示第 7 号）に掲げる事項に重点的に取り組み、エネルギーの使用の合理化を図ることを通じて、電気需要最適化の促進に努めること。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日告示第 1 号）

この告示は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和 5 年 3 月 31 日）から施行する。